（留意事項）

1．加入要件と手続きについて
①退職により被保険者の資格を喪失した方であること。
②在職中の被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること。
③退職日の翌日から20日以内に申請すること。
④申請時に必要な書類
〇任意継続被保険者資格取得申請書
⑤任意継続被保険者を資格喪失する日の属する月の保険料は不要です。ただし、資格取得した月に資格喪失された方は、1ヶ月分の保険料を負担していただきます。

2．保険料額について
①負担する保険料額は、退職時の報酬月額に保険料率を乗じた額です。なお、在職中は、事業主が半額負担しておりましたが、全額負担となります。
②報酬月額には上限が設けられていて、令和4年4月1日以降は、月額380，000円を超えていた場合は、上限の380，000円を基準に保険料額が決定します。
③報酬月額の上限は、前年度9月末の全被保険者平均額ですので、翌年4月から上限が改定されることがあります。また、保険料率が改定された場合は、保険料額も変更となります。
④保険料の前納制度について
〇資格取得月（加入された月）の翌月分から9月までの半期、または翌年3月までの一年分を前納することで保険料が最大2％割引となります。
〇再就職などにより健康保険に加入された場合、毎月納付に再計算されて還付いたします。

3．資格喪失の事由について
任意継続被保険者として加入できるのは、最長2年間です。
①任意継続被保険者期間が2年に達した時
②被保険者が死亡した時
③保険料を納付期限（当月分を当月の10日）までに納めなかった時
④再就職により健康保険に加入した時
⑤後期高齢者医療制度の被保険者となった時
⑥加入者本人が資格喪失の申し出をした時
（資格喪失年月日は、申出書を受理した日の属する月の翌月1日）

4．加入期間中に他の健康保険に加入された場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」に、新たに加入された資格確認書または資格情報のお知らせのコピーを添付して健康保険組合に提出して下さい。

任意継続被保険者制度についてのご質問、詳しい資料をご希望の方は、下記担当課までお問合せ下さい。

〒135-0061
東京都江東区豊洲6丁目6番1号
東京中央卸売市場健康保険組合
適用係：03―6633―0711